

警察本部
警察学校
各警察署

改正

昭和46年9月本部訓令第23号
平成5年12月本部訓令第12号
平成6年10月本部訓令第15号
平成12年3月本部訓令第9号
平成13年3月本部訓令第7号
平成17年12月本部訓令第23号
平成18年3月本部訓令第10号
平成22年3月本部訓令第4号
平成31年3月本部訓令第3号

青森県警察の巡査長に関する訓令を次のように定める。

青森県警察の巡査長に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）に基づき、青森県警察の巡査長の設置等について必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の設置)

第2条 警察本部の課、隊、学校及び警察署（以下「所属」という。）に、次の各号に掲げる基準に従い巡査長を置く。

- (1) 巡査が複数で勤務する交番等の勤務箇所については、勤務の単位ごとに1人以上
- (2) 巡査が単独で勤務する駐在所等の勤務箇所については、重要なものごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上

(巡査長の行う職務)

第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について必要な調整を行うこと。

(巡査長に充てる巡査)

第4条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であって、次の各号のいずれかに該当する者から選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては4年）に達しており、かつ、指導力を有する者
- (2) 巡査部長昇任試験に合格している者その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

(巡査長選考委員会)

第5条 巡査長の選考を行うため、警察本部に、巡査長選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、警察本部長をもって充てる。ただし、委員長に事故があるときは、警務部長が、委員長の職務を代理する。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 警務部長
- (2) 生活安全部長

- (3) 刑事部長
- (4) 交通部長
- (5) 警備部長
- (6) 首席監察官
- (7) 警察学校長
- (8) 警務課長
- (9) その他委員長が指名する者

(巡査長の選考の方法)

第7条 巡査長の選考は、所属長から推薦された巡査について、書類審査により行うものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、面接審査をあわせて行うことができる。

(巡査長に充てる巡査に対する教養)

第8条 巡査長に充てる巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行うものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略することができる。

附 則

- 1 この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

(巡査長の数の経過規定)

- 2 巡査長の各所属別および勤務種別ごとの数は別表のとおりとし、この訓令の施行の日から昭和47年3月31日までの間において充足するものとする。ただし、この訓令の施行の日から昭和43年3月31日までの間は100人以内とする。

附 則 (平成17年本部訓令第23号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年本部訓令第10号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年本部訓令第4号抄)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年本部訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表 削除